

宇部市テニス協会規約

(名称)

第1条 本会は、宇部市テニス協会（以下「協会」という。）と称する。

(組織)

第2条 協会は、宇部市、山陽小野田市、美祢市及び山口市阿知須地区（以下「宇部地区」という。）に所在する官公署、学校、企業、事業所、クラブ等で加盟する団体（以下「加盟団体」という。）に所属する者（以下「会員」という。）で組織する。

2 加盟団体は、2名以上の同好者をもって構成する。

3 協会は、財団法人宇部市体育協会に所属する。

4 協会は、山口県テニス協会に加盟する。

(目的)

第3条 協会は、加盟団体を総括し、会員の技術の向上研鑽を図るとともに、健康の増進、マナーの向上を高めることにより、宇部地区のスポーツの振興と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 協会運営の企画立案、総合調整に関すること
- (2) 大会の実施及び運営に関すること
- (3) テニスの普及及び指導に関すること
- (4) その他必要と認める事項

(役員)

第5条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常任理事 若干名
- (6) 理事 若干名
- (7) 監事 2名

(役員を選出及び任期)

第6条 会長、副会長、理事及び監事（以下、役員という）は、理事会が推薦し、総会で選任する。

2 理事長は、理事の互選により理事会で決定する。

3 副理事長及び常任理事は、理事の中から理事長が推薦し、理事会で決定する。

4 役員任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

- 第7条 会長は、協会の代表として会務を総括し、総会の議長となる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 3 理事長は、会務を執行し、理事会の議長となる。
 - 4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
 - 5 常任理事は、各委員会を分担し管理する。
 - 6 理事は、常任理事を補佐し、会務及び業務を執行する。
 - 7 監事は、協会の会計及び業務執行状況を監査し、理事会及び総会で意見を述べることができる。

(顧問及び参与)

- 第8条 協会の諮問機関として、顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、会長の推薦により理事会に諮り決定する。
 - 3 顧問及び参与の定数及び任期は、特に定めない。

(理事会)

- 第9条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事及び理事をもって構成し、会長がこれを招集する。
- 2 理事会は、次に掲げる業務を執行する。
 - (1) 総会に付議する議案に関すること
 - (2) 役員の推薦及び決定に関すること
 - (3) 総会の決議により理事会に委任された事項
 - (4) その他会長が必要と認める事項
 - 3 理事会は、理事の2分の1以上の出席がなければ決議することができない。この場合において、委任をもって議決権を行使する者は、これを出席とみなすものとする。
 - 4 理事会の議決は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
 - 5 第2項の業務を円滑に遂行するため、あらかじめ協議が必要と認める場合は、常任理事会を組織し協議することとする。
 - 6 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事をもって構成し、会長がこれを招集する。
 - 7 理事会及び常任理事会は、第2項に定める業務を執行するにあたり、必要と認める場合は、加盟団体の代表者を招集し、意見を求めることができる。
 - 8 理事会及び常任理事会は、必要に応じ、顧問及び参与の出席を求めることができる。

(総会)

- 第10条 総会は、加盟団体の代表者及び会員によって構成し、会長がこれを招集する。
- 2 通常総会は毎年1回、臨時総会は、会長または理事長が必要と認めたときに招集する。
 - 3 総会は、次に掲げる事項を決定する。
 - (1) 規約の改廃及び変更に関すること
 - (2) 役員の選出及び決定に関すること
 - (3) 会務事業報告及び決算報告の承認に関すること
 - (4) 事業報告及び収支予算に関すること

(5) その他理事会で必要と認めた事項

- 4 総会は、加盟団体の2分の1以上の出席がなければ議決することができない。この場合において、委任をもって議決権を行使する者は、これを出席とみなすものとする。
- 5 総会の議決は、出席者の過半数をもって議決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員会)

- 第11条 理事会に、事業等を適正かつ迅速に執行するため、委員会を設置する。
- 2 委員会に関する事項は、別に定める委員会規程による。

(会計)

- 第12条 協会の会計は、次に掲げる収入をもってこれに充てる。
- (1) 加盟金
 - (2) 個人登録費
 - (3) 助成金及び賛助金
 - (4) 大会収益金
 - (5) 寄付金
 - (6) その他収入
- 2 協会の会計年度は2月1日から翌年1月末日までとする。

(加盟金)

- 第14条 加盟団体は、毎年3月31日までに協会事務局に加盟金を納入しなければならない。ただし、高校生以下で構成する加盟団体については免除する。
- 2 加盟金の額は、1団体につき3,000円とする。ただし、構成員が5名以下（女子のみは4名以下）の場合は、1,500円とする。
 - 3 年度途中で構成員が6名以上（女子のみは5名以上）になった場合は、追加で1,500円を納入するものとする。

(個人登録)

- 第15条 協会の会員で、協会が主催する大会に参加する者は、個人登録を要する。
- 2 個人登録に関する事項は、別に定める個人登録規程による。

(表彰)

- 第16条 本会の会員で、別に定める表彰規程に適合する者あるいは団体を表彰するものとする。その適合範囲および表彰は表彰規程による。

(規約の変更)

- 第17条 本規約を変更しようとする時は、総会の決議を得て行わなければならない。

(施行細則)

第 18 条 この規約の施行に関する細則、その他協会の運営に関する必要な事項は、理事会が別に定める。

附則

この規約は昭和 37 年 4 月 1 日より施行する。

昭和 51 年 2 月 20 日一部改正

昭和 53 年 2 月 27 日一部改正

昭和 55 年 3 月 14 日一部改正

昭和 62 年 3 月 14 日一部改正

平成 14 年 3 月 1 日一部改正

平成 16 年 3 月 1 日一部改正

平成 18 年 3 月 1 日一部改正

平成 24 年 3 月 1 日一部改正

平成 26 年 3 月 1 日一部改正

昭和 52 年 2 月 4 日一部改正

昭和 54 年 3 月 15 日一部改正

昭和 57 年 3 月 16 日名称変更

平成 8 年 3 月 1 日一部改正

平成 15 年 3 月 1 日一部改正

平成 17 年 3 月 1 日一部改正

平成 19 年 3 月 1 日一部改正

平成 25 年 3 月 1 日一部改正